

長崎県産品愛用推進PR業務委託 仕様書

1 業務名

長崎県産品愛用推進PR業務委託

2 業務の目的

長崎県産品の魅力や価値を具体的かつ分かりやすく伝え、購入の動機付けを行うことによって、県産品の購買意欲を高める。また、県産品の魅力を広く周知・啓発することで、県民の県産品への関心を高め、県産品愛用につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 ターゲット

県内消費者

5 業務の内容

県内消費者に対して、上記「業務の目的」を達成するために必要な取組を展開する。

(1) テレビスポットでのCM放送

- ①「県産品愛用運動推進月間(6・11月)」を中心に放送すること。(140本以上)
- ②CM素材(各15秒)は、県より提供する。
・通年編・県産酒で乾杯編・長崎俵物編・長崎四季畑編
- ③CM放送の枠や本数については、どのような視聴者層をターゲットとした放送であるかの関係性を整理した提案とすること。

(2) 自主制作番組での県産品の魅力発信

「県産品愛用運動推進月間(6・11月)」に、県内で放送される自主制作番組内で毎月1回以上県産品を紹介すること。なお、紹介する県産品や取材場所、内容については、事前に県と調整すること。

(3) 県産品のプレゼント企画

自主制作番組内の企画やSNS等を活用し、県産品のプレゼント企画を提案し実施すること。

(4) その他

- ①特に「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例(制定10周年)」および、長崎県特産品新作展(受賞作品)をPRすること。
- ②上記以外のパブリシティの提案については任意とする。別添参考資料に記載している当課事業を参照のうえ、受託者の強みを活かした効果的な企画を提案すること。

- ③本事業によって得られる効果を定量的に測定する方法及び指標を示すなど、目標値（KPI）を設定すること。

6 委託条件

(1) 業務実施体制の確保

本業務を円滑に行うため、業務責任者、担当者ならびに業務実施に必要な人員を配置した業務実施体制を確保すること。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例（平成元年7月18日長崎県条例第43号）に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に対応できること。

(3) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに1部別冊で提出すること。

7 その他特記事項

(1) プレゼント企画で贈呈する商品の購入費用は受託者が負担する。

なお、プレゼント企画の回数及び商品等は長崎県と協議のうえ決定すること。

(2) 受託者は、長崎県と事前に協議した内容に従って本業務を実施すること。

(3) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

(5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定すること。

(6) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は県に帰属するものとし、これに依らない素材データ等の使用が必要な場合は、県と協議の上使用すること。

(7) 当事業において収集及び取り扱う個人情報「長崎県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うこと。